

第 4 節 地方公営企業等の労働関係に関する 法律に基づく認定・告示

概 況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定し、告示することとされている。

なお、令和元年度に認定・告示はなかった。